

令和6年度 第2回 青森県建築審査会 議事録

日時：令和7年2月26日（水）10時00分～11時45分

場所：県庁舎北棟510会議室

出席者

会長	小藤 一樹	(事務局)	課長	木村 博隆
委員	磯 裕一郎		課長代理	関 孝幸
委員	澤田 正明		GM	梅本 広樹
			サブマネ	篠崎 隆史
			技師	西野 真人

傍聴者1名

梅本 GM : それでは、ただいまより令和6年度第2回青森県建築審査会を開催いたします。

本日は、3名の委員に出席いただきました。青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席がありましたので、会議が成立するものとなります。

次に、審議の公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっております。小藤会長よろしくお願ひします。

小藤会長 : はい。本日、傍聴者がいらっしゃいますが、要領で原則公開としておりますので、本日の審査会を『公開』としてよろしいでしょうか？

各委員 : (異議なし)

小藤会長 : 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。事務局にお返しします。

梅本 GM : それでは議事に入ります。本日は審議案件が二件、報告案件が一件となっております。会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長に議事の進行をお願いいたします。

小藤会長 : では、審議に入ります。議案第1号について事務局より説明をお願いします。

篠崎 : 議案第1号について、説明します。
(議案内容を説明)

以上で、議案第1号についての説明を終わります。

小藤会長： それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

議委員： 事務局から、スポーツ練習場は第一種中高層住居地域で建築できないとする説明の中で、より規制の緩やかな第二種中高層住居地域においても建築できないものとしてボーリング場等に類するものの中にバッティング練習場がありました。バッティング練習場はスポーツ練習場の中でも規制が厳しいものと位置付けられているようです。

今回の申請では、野球練習にも使うとのことであり、バッティング練習も行われると思われます。バッティング練習場は不可で、バッティングを含む野球練習場は可とすると様なことになりませんか。

事務局→ いわゆるバッティングセンターを想定した規制と思われます。

議委員： バッティングセンターを指すと根拠があれば良いのですが。またはバッティングをしない、野球をしないというのであれば簡単なのですが。

事務局→ 第二種中高層において建築不可とする部分も含んで審議いただき、用途の許可をすることはいかがでしょうか。

小藤会長： 第二種中高層で可であれば1段階、第二種中高層で不可であれば2段階の用途地域制限に係る許可となります。求められる対策も変わってくると思います。また、際限なく許可の対象とならない様にする観点からも、第二種中高層であれば建築可能なのかは整理したいと思います。

事務局は「バッティング練習場」の指すものの根拠を探す、国交省発表の類似事例に同様のものがないかを探すよう求めます。申請者、利用者の使い方に不必要な制限を課したいものではありませんので、実際の使い道も聞取りしてください。

事務局→ 了解しました。

小藤会長： 他にご意見はございませんか。それでは、議案第1号は「バッティング練習場の用途に使用しないこと」等と意見を付した上で『同意』とすることでいかがでしょうか。

各委員： (異議なし)

小藤会長： 事務局は、そのように対応願います。
続いて、議案第2号について事務局より説明をお願いします。

篠崎： 議案第2号について、説明します。
(議案内容を説明)

以上で、議案第2号についての説明を終わります。

小藤会長： それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

澤田委員： 高さの制限に収まる様に工夫をしたが、それでも10mには、2階建てには収まらないということを申請理由には表記してもらった方が、審査でより整理しやすい。

事務局→ 了解しました。次回以降指導します。

小藤会長： 二期工事までである場合、最終の姿をもって審議したいという希望があります。今回の案件も二期工事の方がより民家に近く、圧迫感があるのでないかと思うが、高さの記載等もないので想像ができない。基本設計のイメージでも添付があれば良いと思う。二期工事時点で改めて審議したときに齟齬があるのも困ります。

事務局→ 今回案件では二期工事部分は現在設計中と聞いています。関連する継続工事がある場合の全体像を示す資料の添付について、今後求めていくこととします。

小藤会長： 他にご意見はございませんか。議案第2号は『同意』としてよろしいですか。

各委員： (異議なし)

小藤会長： 本日の議事は以上です。事務局にお返しします。

梅本GM： ありがとうございます。本日の議案については、1号2号とも『同意』とし、1号については、事務局が根拠や事例を整理した上で、必要に応じて「パッティング練習場の用途に使用しないこと」等と審査会からの意見を許可に付して申請者に通知することとします。

次第に従いまして報告に移ります。

内容が自己用住宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき非公開となります。恐れ入りますが、傍聴者の方はここで退室願います。

小藤会長お願いします。

小藤会長： それでは、報告案件についての説明を事務局よりお願いします。

西野： 報告案件の建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可における包括同意について、前回の建築審査会で報告した以降の許可分をご報告いたします。

(報告内容を説明)

以上、報告を終わります。

小藤会長： 何か質問はございませんか。

特にございませんね。

これで本日予定された案件は全て終了となります。事務局にお返しします。

梅本 GM : ありがとうございます。以上をもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。